

～ 地方交付税編...その2 ～

合併したら地方交付税はどうなるのでしょうか。

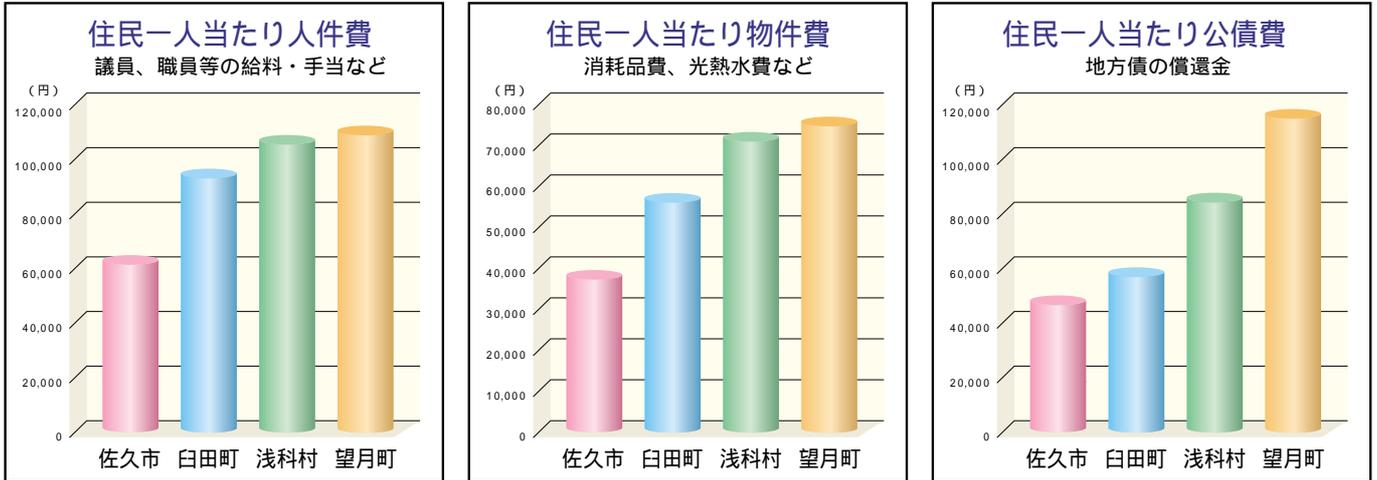
一般的に、人件費や事務費は、規模が大きな市町村ほど住民一人当たりの額が低くなります。

このため合併により誕生する新市の地方交付税は、新市の規模に応じた額で交付されますので、合併前の4市町村の地方交付税の合計額より少なくなります。

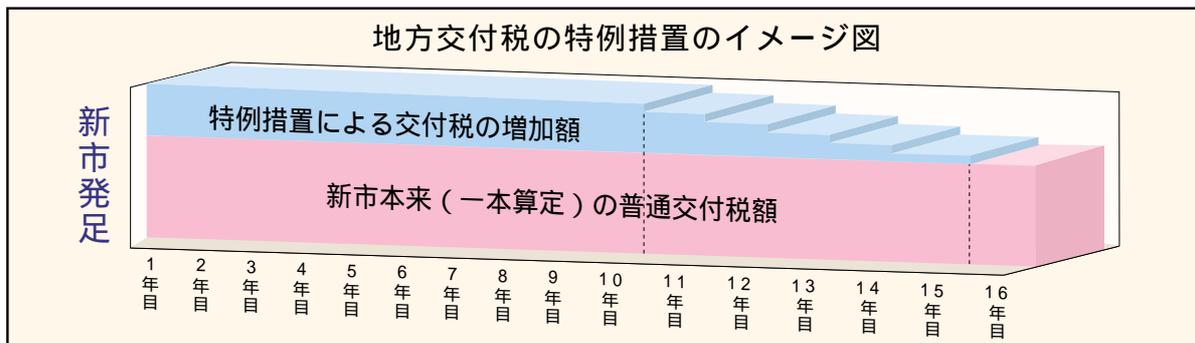
これは、合併により、一定の規模になることでスケールメリットが働き、経費が削減できるからです。

● 4市町村の住民一人当たりの行政経費を見てみましょう。

(平成14年度普通会計決算)



現行の合併特例法では、平成17年3月31日までに合併すると、合併後10年間は合併しなかった場合の普通交付税の額が保障され、その後5年間で段階的に本来の交付税額へ調整されます。新市では、この特例措置を有効に活用して、新たな時代にふさわしい体制整備を図ることが可能になります。



地方交付税は、合併後16年目から本来の額(一本算定)に戻ります。

これが、一部で「16年目に交付税が減り、損をする」と言われる理由ですが、本当にそうなのでしょうか？

地方交付税は、財政需要に応じて交付されるものです。

したがって、合併により事務事業の効率化が図られ、財政需要が少なくなれば、当然、地方交付税も減少することになります。

地域の将来について考えた場合、これを「損」と捉えるより、「行財政運営の効率化が図られた結果」と捉える方が妥当ではないでしょうか。

特例措置の期間が終了すると、新市の地方交付税は、合併しなかった場合の4市町村の合計額より少なくなります。

これは合併による「行財政運営の効率化」が図られた結果です。